



就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書



- 別添 1 - 1、別添 1 - 2 どちらも提出してください。
- 6ヶ月以上雇用が継続されている方について、その根拠資料として、**雇用契約書、労働条件通知書、雇用契約証明書の写し等**を提出してください。
- 新規指定を受けた初年度と2年度目は就労定着者の割合を30%以上40%未満とみなして、基本報酬を算定します（2年度目は初年度の就労定着者の割合が40%以上となる場合は初年度の実績に応じて基本報酬を算定できます）。



就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書



●年度途中で指定された事業所については支援の提供を開始してから2年間（24ヶ月）は就労定着者の割合が30%以上40%未満とみなして基本報酬を算定します。

（留意事項通知より）

※支援の提供開始から2年目における就労定着者の割合については、支援の提供を開始した日から1年間において、就労移行支援を受けた後就労し、就労継続している期間が6月に達した者の数を当該1年間の利用定員で除して得た割合に応じて、基本報酬を算定しても差し支えないこととする。

また、支援の提供を開始してから2年(24月)経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着者の割合については、「1年目(1月から12月)の利用定員に100分の30を乗じた数」と「支援の提供開始から2年目(13月から24月)において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者（労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者が当該就労移行支援事業所において就労移行支援を受けた場合は、当該就労移行支援を受けた後、就労を継続している期間が6月に達した者）」の合計数を1年目の利用定員及び2年目の利用定員の合計数で除して得た割合とすることができる。

（計算例）令和2年4月1日に新規に指定を受けた就労移行支援事業所において初年度の就労定着者が0人、2年度目の就労定着者が10人、両年度とも利用定員が20人であった場合の3年度目(令和4年度)における就労定着者の割合（ $(20 \text{ 人} \times 30 / 100) + 10 \text{ 人} / (20 \text{ 人} + 20 \text{ 人}) = 0.4$

就労定着者の割合→100 分の40